

平成 27 年度 インクルーシブ教育システム構築モデル事業 成果報告書Ⅰ
【インクルーシブ教育システム構築モデルスクール】

教育委員会名

熊本県宇土市教育委員会

概 要

モデルスクールの概要（平成 27 年 5 月 1 日現在）

	モデルスクール名	在籍者数	教職員数
1	宇土市立宇土小学校	779 名	52 名

【事業概要】

1. モデルスクールの特色（特別支援教育に関する事項）

現在、市内の各幼保小中学校において、それぞれの園や学校では特別支援教育について最大限の努力が続けられている。しかし、特に通常学級に在籍している特性を持つ幼児児童生徒への支援については、その特性に応じた教育を推進していく環境整備が、まだまだ不十分である。

モデルスクールでは、これまで通常学級在籍で特別な支援を要する児童に対して、保護者との十分な話し合いのもと、特別支援学級や通級指導教室等への入級につながる「合理的配慮」の提供を行ってきた。平成 27 年度も、通級による指導を受けている児童以外で特別な支援を要する児童が 46 名おり、一人一人の特性の状態に応じた教育的ニーズなど、児童の状態を十分に把握し、保護者との連携のもと適切な「合理的配慮」の提供を今後もさらに検討する必要がある。

モデル事業では、ユニバーサルデザインを取り入れた「基礎的環境整備」のあり方についての実践及び通常学級在籍で特別な支援を要する児童一人一人の特性の状態に応じた教育的ニーズなど、児童の状態を十分に把握し、保護者との連携のもと適切な「合理的配慮」の提供に主眼を置くことにした。

市教育委員会では、モデルスクールが専門的な見地に立った指導や助言を必要なときに得られるように、市の非常勤職員として「合理的配慮協力員」を配置した。通常学級在籍で特別な支援を要する児童について、「合理的配慮」の提供をさらに深めるために、外部有識者等から構成する「運営協議会」を設置し、その会議ではモデルスクールの取組状況の把握、指導助言、成果の検証等を行った。

また、モデルスクールにおいて校内検討委員会を設置し、外部講師を招いての校内研修や「合理的配慮を見出すためのチェックリスト」の作成、個別の教育支援計画の作成等を行い、平成 28 年 2 月に成果報告会を開催した。

2. 取組の概要

【教育委員会がモデルスクールに対して行った取組及び支援】

モデルスクールでは、これまで通常学級在籍で特別な支援を要する児童に対して、保護者との十分な話し合いのもと、特別支援学級や通級指導教室等への入級につながる「合理的配慮」の提供を行ってきた。平成27年度も、通級による指導を受けている児童以外で特別な支援を要する児童が46名おり、一人一人の特性の状態に応じた教育的ニーズなど、児童の状態を十分に把握し、保護者との連携のもと適切な「合理的配慮」の提供を今後もさらに検討する必要がある。

地域特別支援連携協議会巡回相談を利用し、相談員（特別支援学校教諭、地域療育センター療育相談員）から、教科指導等についての指導方法や子供への接し方や福祉の連携についての助言・アドバイスを受けている。また、市教育委員会の特別支援教育相談員による発達相談や市スクールソーシャルワーカーの支援を受けている。

【モデルスクールとして行った取組】

市教育委員会では、必要に応じてモデルスクールが専門的な見地に立った指導や助言を得られるように、市の非常勤職員として「合理的配慮協力員」を配置した。

通常学級在籍で特別な支援を要する児童について、保護者との十分な話し合いのもと、特別支援学級や通級指導教室等への利用につながる「合理的配慮」の提供をさらに充実させるために、外部有識者、モデルスクール管理職、モデルスクール教員、特別支援教育コーディネーター、通級指導教室担当教諭、合理的配慮協力員、市福祉部局、関係機関、教育委員会指導主事等から構成する「運営協議会」を設置し、7月と2月に会議を開催した。その会議ではモデルスクールの取組状況の把握、指導助言、成果の検証等を行った。また、平成26年度から市教育委員会に特別支援教育相談員（心理士）、スクールソーシャルワーカーを市非常勤職員として配置しており、発達相談やケース会議等を通して連携協力関係を構築した。

3. 成果及び課題

【成果】

①複数の教員でチェックリストを確認

学級担任、通級指導担当者、専科教員等、複数の職員でチェックリストを確認することができ、子供の状況が明らかになった。

②チェックリストを基にした合理的配慮の焦点化

モデル校で作成したチェックリストを基に合理的配慮を選定することができた。対象児童3名については、合理的配慮を選定することで必要な支援が焦点化され、共通実践できた。

③取組の連携（通常学級、通級指導教室、家庭、専門機関）

通常学級の担任や通級指導教室の担当者、保護者、専門機関の医師や言語聴覚士等の助言を受けながら、連携を進めることができた。

④職員の意識の向上

校内研修の際の指導案には、「合理的配慮の視点」を設け、指導の工夫や個別の配慮を行うようになってきた。

⑤ユニバーサルデザインの授業づくり

ユニバーサルデザインの授業づくりを目指そうとする職員の意識が高まりつつある。この授業づくりは、障害のあるなしに関わらず、児童一人一人の姿や学習状況を見取り、その児童の状況に応じて合理的に配慮することを目的としている。つまり、ユニバーサルデザインの授業づくりは、「インクルーシブ教育システム」の一翼を担うものとする。

【課題】

①更なる具体的な合理的配慮の方策

今年度、3名の対象児童に対して「合理的配慮」の提供を行ってきた。今年度行った取組を評価し、更なる具体的な合理的配慮の方策を探っていく。

②チェックリストを基にした「合理的配慮」を他の児童生徒にも広げる実践

今年度チェックリストを基にした「合理的配慮」を選定したことで、配慮を必要とするところが焦点化された。これを是非、他の児童生徒へ広げていきたい。

③取組の連携の強化（ケース会議の充実、専門機関からの指導・助言）

「合理的配慮」を基にしたケース会議を開催することで、専門機関からの指導・助言がより受けやすく、ケース会議がさらに充実すると考える。

④ユニバーサルデザインの授業づくりの推進

校内研修で更に推進する。

⑤保護者等への啓発

次年度は、学校の取組を広く保護者等へ理解していただくために、啓発活動にも力を入れたい。

市教育委員会においては、次年度以降はモデルスクールと連携し、外部講師を招いて教育委員会主催の研修会を開催する。市全域においてインクルーシブ教育システム構築を目指すため、校長会等の会議において、校長をはじめとする管理職への啓発を行い、本市の特別支援教育の充実に一層努めてまいりたい。